

角膜屈折矯正手術を行う医療機関2事業者に対する警告について

平成21年8月6日

公正取引委員会

公正取引委員会は、品川近視クリニック東京院こと綿引ー及び医療法人社団博美会の2事業者（以下「2事業者」という。）がそれぞれ実施する角膜屈折矯正手術^(注)の料金に係る表示について調査を行ってきたところ、次の事実が認められたことから、景品表示法第4条第1項第2号（有利誤認）の規定に違反するおそれがあるものとして、本日、2事業者に対し、後記2のような表示を行わないよう警告を行った。

（注） レーザーを照射して角膜を削ることにより近視の矯正（視力回復）を図る手術であり、一般的に「レーシック」と呼称されている。

1 関係人の概要

事業者名	所在地	代表者
品川近視クリニック東京院 こと綿引ー	東京都千代田区有楽町二丁目7番1号 有楽町イトシア15階14階13階	綿引ー
医療法人社団博美会	東京都新宿区西新宿六丁目5番1号 新宿アイランドタワー35階	理事長 山子 大助

2 違反被疑行為の概要

2事業者は、角膜屈折矯正手術を実施するに当たり、以下のとおりの表示を行っていた。かかる表示は、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示である疑いがあるものであった。

(1) 品川近視クリニック東京院こと綿引ーが行っていた表示

表示媒体	自己のウェブサイト（別添写し1）
表示期間	平成21年1月ころから同年3月ころまで
表示内容	「表示価格は2009年3月31日までに施術を受けた方が対象となります。」「2009年3月31日までに施術を受けられた方はキャンペーン料金から更に“10,000円引き”で施術が受けられます！」等と記載するとともに 「スーパーイントラレーシック」と称する角膜屈折矯正手術（以下「スーパーイントラ」という。）の料金について、「通常料金16.8万円から曜日割で2.5万円引き！ 今ならさらに1万円引きの 13.3万円 両眼」及び「通常料金16.8万円から土曜割で2万円引き！ 今ならさらに1万円引きの 13.8万円」 「品川プレミアムスーパーイントラレーシック」と称する角膜屈折矯正手術（以下「品川プレミアム」という。）の料金について、「通常料金19.8万円から曜日割で1万円引き！ 今ならさらに1万円引きの 17.8万円 両眼」及び「通常料金19.8万円から土曜割で5千円引き！ 今ならさらに1万円引きの 18.3万円」 とそれぞれ記載することにより、あたかも、「曜日割」又は「土曜割」と称する割引及び「通常料金」と称する料金からの1万円の割引を平成21年3月31日までにスーパーイントラ又は品川プレミアムを受けた者に限り適用するかのように表示
実 際	「曜日割」又は「土曜割」と称する割引及び「通常料金」と称する料金からの1万円の割引は、平成21年3月31日までにスーパーイントラ又は品川プレミアムを受けた者に限り適用するものではなかった。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局経済取引局取引部上席景品表示調査官 電話 03-3581-3377（直通）
ホームページ	http://www.jftc.go.jp

(2) 医療法人社団博美会が行っていた表示

表示媒体	自己のウェブサイト(別添写し2)
表示期間	平成21年3月ころから同年5月ころまで
表示内容	「お得なキャンペーン実施中!」、「キャンペーン対象:2009年3月1日~5月31日に初診で来院をし、7月31日までに手術をされる患者様」、「キャンペーン価格よりさらに1万円引!曜日割引」、「インターネット限定1万円割引クーポン」等と記載するとともに 「CRスーパーイントラレーシック」と称する角膜屈折矯正手術(以下「CRスーパーイントラ」という。)の料金について、「16.8万円 曜日割引・クーポン利用時14.8万円 両眼税込」 「コンチェルトスーパーイントラレーシック」と称する角膜屈折矯正手術(以下「コンチェルトスーパー」という。)の料金について、「24万円 曜日割引・クーポン利用時22万円 両眼税込」とそれぞれ記載することにより、あたかも、「曜日割引」と称する割引及び「割引クーポン」と称するクーポン券による割引を平成21年3月1日から同年5月31日までの期間に診察を受け、かつ、同年7月31日までにCRスーパーイントラ又はコンチェルトスーパーを受けた者に限り適用するかのように表示
実 際	「曜日割引」と称する割引及び「割引クーポン」と称するクーポン券による割引は、平成21年3月1日から同年5月31日までの期間に診察を受け、かつ、同年7月31日までにCRスーパーイントラ又はコンチェルトスーパーを受けた者に限り適用するものではなかった。

(参考)

不当景品類及び不当表示防止法(抜粋)

(昭和三十七年法律第百三十四号)

(目的)

第一条 この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の特例を定めることにより、公正な競争を確保し、もつて一般消費者の利益を保護することを目的とする。

(不当な表示の禁止)

第四条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号に掲げる表示をしてはならない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実に相違して当該事業者と競争関係にある他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と競争関係にある他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認されるため、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示
- 三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認めて公正取引委員会が指定するもの

2 (省略)